平成6年9月26日条例第15号

改正

平成9年3月24日条例第14号 平成9年12月22日条例第41号 平成12年3月24日条例第26号 平成15年6月30日条例第17号 平成17年9月29日条例第23号 平成17年12月20日条例第31号 平成18年1月31日条例第1号 平成20年3月7日条例第2号 令和3年12月20日条例第33号

当麻町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町民のふれあいと健康の増進及び高齢者福祉の向上を図り、健やかな生活に資するため、 総合的な拠点施設として当麻町健康福祉施設(以下「施設」という。)を設置する。 (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ヘルシーシャトー	当麻町6条西4丁目1361番地8
当麻町保健福祉センター	当麻町6条西4丁目1361番地8
当麻町デイサービスセンター	当麻町6条西4丁目1361番地8

(事業)

- 第3条 施設では、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 健康づくり推進事業
 - (2) 保健事業
 - (3) デイサービス事業
 - (4) 介護予防事業
 - (5) その他施設の目的達成のため必要な事業

(開館時間及び休館日)

- **第4条** 施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
 - (1) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで
 - (2) 休館日 12月31日から翌年の1月3日まで (職員)
- 第5条 町長は、施設の管理運営のため必要な職員を配置することができる。 (使用の許可)
- **第6条** 施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の許可に当って必要と認めるときは、条件を付すことができる。 (使用の制限)
- **第7条** 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、施設の使用を許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他施設の管理運営上支障があるとき。

(使用の取消し等)

- **第8条** 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、使用の許可を取消し、又はその使用を停止することができる。
 - (1) 使用の許可に付された条件に違反したとき。
 - (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) その他施設の管理運営上支障があると認めたとき。

(使用料)

第9条 施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、 町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

- **第10条** 町長は、特別に理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。 (使用料の還付)
- **第11条** 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することのできない理由によって使用が不可能になったと町長が認めたとき。
 - (2) 町長が特別の理由があると認めたとき。

(指定管理者による管理)

- 第12条 町長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22 年法律第67号)第244条の2第3項に規定する「指定管理者」をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 施設の管理運営に関する業務
 - (2) 施設の使用許可等に関する業務
 - (3) 施設の使用料徴収等に関する業務
 - (4) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める業務
- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条から第11条までの規 定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

- 第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、町長が適当と認めるときは、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 第9条の規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合(以下「利用料金制の場合」という。)において、使用者は別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第9条から第11条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。
- 3 利用料金制の場合において、指定管理者は、町長が別に定める減免の基準に該当するとき、又はその他町長が特に必要と認めるときは、前項の利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 4 利用料金制の場合において、指定管理者は、利用料金の額、納入の方法、減免、還付等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 (損害賠償)
- **第14条** 故意又は重大な過失により施設又は設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、使用者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月24日条例第14号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月22日条例第41号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月30日条例第17号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月29日条例第23号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月20日条例第31号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月31日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の当麻町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例第4条の適用を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第6条の許可を受けた者とみなす。

附 則(平成20年3月7日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月20日条例第33号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

個人使用料

北京几夕	は田区ハ		使用料				
施設名	使用区分			町民	町民以外		
ヘルシーシャトー		小人	普通券 (1回券)	300円	400円		
	浴室及び休憩室 を使用する場合	(小中学生)	回数券(11回券)	3,000円	4,000円		
			普通券 (1回券)	600円	700円		
		大人	回数券(11回券)	6,000円	7,000円		
		(高校生以上)	半年券(6カ月間)	23,000円	28,000円		
			年間券(1年間)	40,000円	50,000円		
	宿泊研修により 研修室等を使用 する場合	小人 (小中学生)	1人1泊につき	2,500円	2,500円		
		大人 (高校生以上)	1人1泊につき	3, 500円	3, 500円		

備考

- 1 宿泊研修により研修室等を使用する場合は、4人以上の団体とする。
- 2 11月1日から翌年4月30日までの暖房適用期間に、宿泊研修により研修室等を使用する場合は、使用料に200円を加算する。
- 3 使用料の額に、10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

団体専用使用料

+/=几. 欠	수도스	使用料(1時間につき)		
施設名	室区分		町内団体	
	コミュニティーホール	1,400円	700円	
	研修室 1	400円	200円	
	研修室 2	400円	200円	
ヘルシーシ	研修室 3	600円	300円	
ヤトー	研修室4	600円	300円	
	研修室 5	600円	300円	
	研修室 6	600円	300円	
	調理実習室	600円	300円	
保健福祉セ ンター	すこやかホール	1,400円	700円	
	視聴覚室	800円	400円	
	ふれあい交流室1	600円	300円	
	ふれあい交流室 2	600円	300円	

備考

- 1 町内団体とは、町内の各種団体及び町内の法人をいう。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 4 営利又は営業を目的として使用する場合の使用料は、本表に定める使用料の額の3倍に相当する額とする。
- 5 暖房適用期間は、11月1日から翌年4月30日までとし、本表に定める使用料の額の4割に 相当する額を暖房料として加算する。
- 6 使用料の額に、10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。